

福山市営住宅 入居申込案内

市営住宅への入居を希望される方は、申込みの資格や要件について、この案内をよくお読みになったうえで申込みをしてください。

～ 目 次 ～

1. 市営住宅の募集について	1 ページ
2. 申込方法	1 ページ
3. 申込資格	2 ページ
単身入居申込資格	4 ページ
4. 申込みから入居まで	6 ページ
5. 必要な書類	11 ページ
6. 政令月収の計算方法	13 ページ
公営住宅制度上の控除額表	19 ページ
7. 優先世帯項目について	20 ページ
8. 選考方法	22 ページ
9. 市営住宅一覧	23 ページ
10. その他	24 ページ

申込み及びお問い合わせ先		電話番号
住 宅 課	(本庁舎 11 階)	(084)928-1101 (直通)
松永建設産業課	(松永支所)	(084)930-0412 (直通)
北部建設産業課	(北部支所)	(084)976-8807 (直通)
沼隈建設産業課	(沼隈支所)	(084)980-7709 (直通)
神辺建設産業課	(神辺支所)	(084)962-5013 (直通)

1 市営住宅の募集について

- 市営住宅の募集には『定期募集』、『常時募集』、『随時募集』があります。
- 『定期募集』は、毎年2月、6月、9月、11月の年4回行います。
募集期間・内容は、募集月の「広報ふくやま」（毎月1日発行）に掲載します。また、福山市のホームページにも掲載します。
なお、表紙に記載しているお問い合わせ先の窓口で、募集する住宅一覧を配布します。
※応募がなかった住宅については、『随時募集』として後日、再度募集を行います。
- 『常時募集』は、毎年4月、7月、10月、12月の年4回行います。
募集期間は、募集月の1日から申込みが募集戸数に達するまでです。
前月20日から住宅課の窓口で、募集する住宅一覧を配布します。
また、福山市のホームページにも掲載します。
※1日が日曜日、祝日の場合は、翌開庁日から募集します。
※12月は募集しない場合があります。
- 『定期募集』と『常時募集』の対象住宅は23ページをご覧ください。
※『定期募集』、『常時募集』、『随時募集』を重複して申込みすることはできません。
※『定期募集』の補充者が『常時募集』、『随時募集』に申込みをする場合は、補充決定を辞退していただく必要があります。
- 事前にお部屋をご覧いただくことはできません。
お部屋をご覧いただけるのは、契約後にカギをお渡しした後になります。

2 定期募集の申込方法

『市営住宅申込整理票』及び『抽選番号通知用ハガキ』『抽選結果通知用ハガキ』にそれぞれ63円切手を貼って、必要な事項をご記入のうえ、申込窓口にご持参ください。

※郵送による申込みは無効です。必ずご持参ください。

※申込みできる住宅は、1世帯につき1部屋です。

※複数記入した場合は無効となります。

※申込内容に不備がある場合は、電話により確認させていただくことがありますので、連絡先は、必ず日中に連絡が取れる電話番号をご記入ください。

3 申込資格

市営住宅に申込みをする方は、次の（１）～（５）のすべてに該当することが必要です。

（１） 政令月収が 1 5 8 , 0 0 0 円以下であること。

（計算方法は P 1 3 ～ 1 9 を参照）

※次の①～⑦のいずれかに該当する世帯（裁量階層世帯）は、
政令月収が 2 1 4 , 0 0 0 円以下であること。

※特定公共賃貸住宅については、政令月収 1 5 8 , 0 0 1 円
以上 2 5 9 , 0 0 0 円以下であること。

- ① 申込者が 6 0 歳以上で、かつ同居しようとする親族のいずれもが 6 0 歳以上又は 1 8 歳未満の者である世帯
- ② 申込者及び同居しようとする親族のうち、次のア～ウに掲げる障がいの程度のいずれかに該当する方がいる世帯
 - ア 身体障がい者手帳 1 級～ 4 級
 - イ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級又は 2 級
 - ウ 療育手帳 (A) , A , (B)
- ③ 同居しようとする親族に小学校就学前の子どもがいる世帯
- ④ 申込者及び同居しようとする親族のうち、戦傷病者手帳の交付を受けており、その障がいの程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は第 1 号表ノ 3 の第 1 款症に該当する方がいる世帯
- ⑤ 申込者及び同居しようとする親族のうち、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 1 1 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
- ⑥ 申込者及び同居しようとする親族のうち、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過してない方がいる世帯
- ⑦ 申込者及び同居しようとする親族のうち、ハンセン病療養所入所者等がいる世帯

(2) 現に同居している，又は同居しようとする親族がいること。

※婚姻の届出をしていなくても，事実上婚姻関係と同様の状況にある場合及び婚姻予定の場合も含む。(婚姻予定の場合は，婚姻予定日の3ヶ月前から申込み可能)

●世帯の基本単位は，親子・夫婦です。

※兄弟姉妹だけで構成された世帯や不自然に分離又は合併した世帯の場合は申込みができません。

●婚姻している場合を除き，未成年者だけで構成された世帯は申込みができません。

『**単身入居申込資格**』(4ページ)に該当する場合は，単身での申込みが可能です。

(3) 住宅に困窮していること

●申込者及び同居しようとする親族が住宅を所有している場合は申込みができません。

●現在，公営住宅(県・市営住宅)の名義人になっている方は，原則として申込みができません。

(4) 申込者及び同居の親族に市税等(市県民税，国民健康保険税，軽自動車税・家賃等)の滞納がないこと。

(5) 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。



【単身入居申込資格】

単身での申込みができる方は、**3 申込資格**（2～3ページ）の（1）及び（3）～（5）に該当する方で、法律上の配偶者がおらず（DV被害者を除く）かつ、次の①～⑧のいずれかに該当する場合に限定されます。

ただし、申込み資格に該当する場合でも、身体上又は精神上著しい障がいや常時介護が必要であるなど、単身での居宅生活が困難であると認められる方は申込みできません。

また、同居親族がありながら、不自然に親族と別居している場合も申込みできません。

① 60歳以上の方

② 次のア～ウに掲げる障がいの程度のいずれかに該当する方

ア 身体障がい者手帳 1級～4級

イ 精神障がい者保健福祉手帳 1級～3級

ウ 療育手帳 **(A)**、A、**(B)**、B

③ 生活保護を受給している方

④ 配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手（関係解消後も含む）から暴力を受けた被害者で、次のアまたはイのいずれかに該当する方

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という）第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けており、その障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は第1号表ノ3の第1款症に該当する方

- ⑥ 申込者及び同居しようとする親族のうち、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- ⑧ ハンセン病療養所入所者等

【特定目的住宅申込資格】

3 申込資格 (2～3ページ)の(1)～(5)にすべて該当し、かつ次のア～オの住宅の区分に応じた条件に該当することが必要です。

- ア 身体障がい者世帯向け住宅（車イス専用）
申込者又は同居の親族が、身体障がい者手帳を所持しており、車イスを常用して生活をしている世帯
- イ 高齢者世帯向け住宅
申込者が60歳以上で、かつ同居しようとする親族のいずれもが、60歳以上又は18歳未満の者である世帯
- ウ シルバーハウジング
申込者及び同居しようとする親族が60歳以上で自炊が可能な程度の健康状態にあるが身体機能の低下がみられ、又は高齢であるため独立して生活するには不安があると認められる世帯
※別途高齢者支援課による面接が必要です
申込みは本庁舎11階の住宅課のみとなります
- エ 子育て世帯向け住宅
同居しようとする親族に小学校6年生以下の子どもがいる世帯
- オ 母子世帯向け住宅
配偶者のいない女性が20歳未満の子を扶養している世帯

4-1 申込みから入居まで（定期募集）

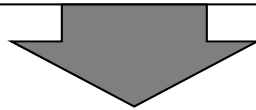
【申込整理票の受付】

定められた申込期間内に『市営住宅申込整理票』、『抽選番号通知用ハガキ』『抽選結果通知用ハガキ』にそれぞれ63円切手を貼って受付窓口へ提出してください。

※郵送での申込みは受付けておりません。

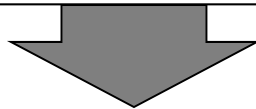
※本人以外の方による申込整理票等の提出は可能です。ただし、提出書類への修正・加筆等はありません。

※シルバーハウジングについては、面接が必要なため本人による申込みが必要です。



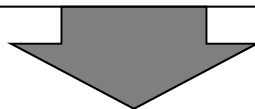
【抽選日・抽選番号等の通知】

抽選の1週間前に、抽選番号通知用ハガキでお知らせします。



【公開抽選会】

※抽選会への参加は自由です。参加の有無は抽選結果に影響しません。



(7ページへ続く)

【抽選結果の通知】

抽選結果は、申込者全員に郵送します。

『当選（入居候補者）・補充順位・落選』

【入居資格審査の日時等の通知】

当選者（入居候補者）には、入居資格の本審査を行う日時や場所等をお知らせします。

【書類の準備】

資格審査の日時までに11～12ページに記載した必要書類を準備して、審査日当日にご持参ください。

【入居資格審査】

ご持参いただいた書類を基に収入基準等の入居資格や『市営住宅申込整理票』の記載に誤りがないこと等を審査します。

※次の場合は失格となりますのでご注意ください。

- ・ 期日までに入居資格審査を受けない場合
- ・ 審査の結果、本人及び同居する親族が、収入基準等の入居資格に該当しない場合
- ・ 『市営住宅申込整理票』の優先世帯項目に該当してない項目へ記入した場合 など

入居決定

(8ページへ続く)

【入居説明会】

入居の手続き及び入居に必要な書類のご案内と、入居後の注意事項について説明します。

指定された手続きの日までに、次の書類を準備してください。

●市営住宅使用請書

※原則連帯保証人1名(独立の生計を営み、かつ住民税課税所得のある者)の署名及び実印の押印が必要です。

※名義人の印鑑証明、連帯保証人の印鑑証明書及び所得課税証明書(源泉徴収票は不可)の添付が必要です。

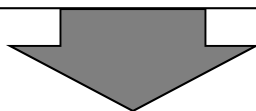
※連帯保証人の保証限度額は入居時家賃の14か月分です。

●同意書

入居についての同意書です。

●敷金等

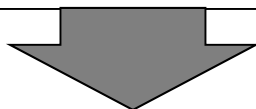
入居する住宅の3か月分の家賃及び1か月分の家賃(前家賃のため)が必要です。



【入居手続】

入居に必要な書類を確認します。

敷金等の納付後、住宅のカギをお渡しいたします。



【入居】

※入居部屋のカギを受け取ってから14日以内に入居してください。

4-2 申込みから入居まで（常時募集・随時募集）

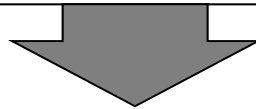
※申込方法等や入居までの期間は定期募集と異なります

※受付は本庁舎11階の住宅課のみで行います。

※申込み受付時に入居資格審査を行います。審査には11～12ページの『入居資格審査に必要な書類』が必要です。

【申込みの受付】

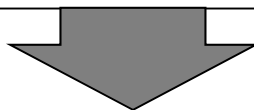
受付開始日の午前8時30分～午前9時までの間に受付をします。
受付時に『入居資格審査』を行います。



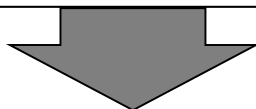
【公開抽選会】

募集戸数に申込者が上回る場合、または入居を希望する住宅が重複する場合、その場で抽選を行い、当選順位の高い順に入居を希望する住宅を選んでいただきます。

※募集戸数すべてが入居決定しない場合、引き続き募集戸数すべてが入居決定するまで申込みを受付けます。



入居決定



（10ページへ続く）

【入居説明会】

入居の手続き及び入居に必要な書類のご案内と、入居後の注意事項について説明します。

指定された手続きの日までに、次の書類を準備してください。

●市営住宅使用請書

※原則連帯保証人1名(独立の生計を営み、かつ住民税課税所得のある者)の署名及び実印の押印が必要です。

※名義人の印鑑証明、連帯保証人の印鑑証明書及び所得課税証明書(源泉徴収票は不可)の添付が必要です。

※連帯保証人の保証限度額は入居時家賃の14か月分です。

●同意書

入居についての同意書です。

●敷金等

入居する住宅の3か月分の家賃及び1か月分の家賃(前家賃のため)が必要です。



【住戸の修繕】 ※常時募集のみ

常時募集は、入居を希望する住宅が決まった後に修繕するため、入居まで3～4か月お待ちいただきます。

修繕が終わり次第、入居手続きのご案内をいたします。



【入居手続】

入居に必要な書類を確認します。

敷金等の納付後、住宅のカギをお渡しいたします



【入居】

※入居住宅のカギを受け取ってから14日以内に入居してください。

5 必要な書類

1 申込に必要な書類（定期募集の場合のみ）

1	市営住宅申込整理票
2	抽選番号通知用ハガキ（※63円切手を貼ってください。）
3	抽選結果通知用ハガキ（ 同 上 ）

2 入居資格審査に必要な書類

- 定期募集の場合：申込み時には必要ありません。

抽選の結果、入居候補者となった方のみ必要です。

- 常時募集・随時募集の場合：申込み時に必要です。

申込みの際に入居資格審査を行います。

1	市営住宅申込書	
2	住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者及び同居しようとする親族の続柄が記載されたもの ※世帯が別などの理由により住民票の写しで続柄が確認できない場合は、続柄の確認できる戸籍謄(抄)本が必要です。
3	健康保険証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者及び同居しようとする親族全員のもの
4	所得課税証明書 (非課税証明書)	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者及び16歳以上の同居しようとする親族(学生を除く)全員のもの ※所得がなくても必要です。 ・1月から5月の間に申込みをされる場合には、源泉徴収票・確定申告書の控え等、前年の収入が確認できる書類も必要です。
5	市区町村民税の完納証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者及び16歳以上の同居しようとする親族(学生を除く)全員のもの ※所得がなくても必要です。

※入居者及び同居しようとする親族のうち、次のア～ソに該当する場合は、該当する項目の書類が必要です。

項 目		必 要 な 書 類
ア	前年から申込時まで就職した人	収入証明書（別途様式あり）
イ	前年から申込時まで年金の支給が開始した人	年金支払通知書
ウ	現在、アパート・社宅等へ居住している人	直近3か月の家賃を支払っていることがわかる領収書等
エ	現在、離職（退職）している人	離職票又は退職証明書
オ	婚約中で、婚姻予定日まで概ね3か月以内である人	婚約証明書（別途様式あり）
カ	現在、生活保護を受給している人	福祉事務所長の証明書
キ	身体障がい者手帳の交付を受けている人	身体障がい者手帳（写し可）
ク	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人	精神障がい者保健福祉手帳（写し可）
ケ	療育手帳等の交付を受けている人	療育手帳等（写し可）
コ	戦傷病者手帳の交付を受けており、その障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は第1号表ノ3の第1款症に該当する人	都道府県援護事務所管の課（部）長の証明書又は戦傷病者手帳（写し可）
サ	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている人	被爆者健康手帳等（写し可）
シ	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人	都道府県援護事務所管の課（部）長の証明書
ス	炭鉱の閉山により離職した人	炭鉱の閉山により離職したことがわかるもの
セ	ハンセン病療養所に入所している人	ハンセン病療養所に入所していることがわかるもの
ソ	配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手（関係解消後も含む）から暴力を受けた被害者である人	婦人相談所等の証明書又は裁判所の保護命令書

6 政令月収の計算方法

『政令月収』とは、次の計算方法に基づき、世帯全員の1年分の所得の合計金額から公営住宅制度上の控除額を差し引いて、12ヶ月で割って算出した1ヶ月当りの金額であり、手取りなどとは異なります。

$$\text{政令月収} = (\text{年間総所得金額} - \text{公営住宅制度上の控除額}) \div 12$$

○年間総所得金額

申込者及び同居しようとする親族全員の1年間分の所得の合計金額です。

所得は収入の種類によって計算方法が異なります。

所得の計算方法については14～18ページをご参照ください。

○公営住宅制度上の控除額

同居しようとする親族の人数等により所得から控除する金額です。

控除の種類・金額については19ページをご参照ください。

14～18ページの所得の計算方法及び19ページの控除額表を参考に計算してみてください。

政令月収

年間総所得の合計

公営住宅制度上の
控除額の合計

$$\boxed{\text{円}} = (\boxed{\text{円}} - \boxed{\text{円}}) \div 12$$

～ 年間総所得金額の計算方法 ～

●年金収入の場合

年齢	年間総収入額	年間総所得金額
65歳以上の人の	1,200,000円 以下	0円
	1,200,001円 以上 3,300,000円 未満	年間総収入金額－1,200,000円
	3,300,000円 以上 4,100,000円 未満	年間総収入金額×0.75－375,000円
	4,100,000円 以上 7,700,000円 未満	年間総収入金額×0.85－785,000円
	7,700,000円 以上	年間総収入金額×0.95－1,555,000円

年齢	年間総収入額	年間総所得金額
65歳未満の人の	700,000円 以下	0円
	700,001円 以上 1,300,000円 未満	年間総収入金額－700,000円
	1,300,000円 以上 4,100,000円 未満	年間総収入金額×0.75－375,000円
	4,100,000円 以上 7,700,000円 未満	年間総収入金額×0.85－785,000円
	7,700,000円 以上	年間総収入金額×0.95－1,555,000円

● 給与所得者の場合

年間総収入額 (税込)	年間総所得金額
651,000 円 未満	0 円
651,000 円 以上 1,619,000 円 未満	年間総収入金額－650,000 円
1,619,000 円 以上 1,620,000 円 未満	969,000 円
1,620,000 円 以上 1,622,000 円 未満	970,000 円
1,622,000 円 以上 1,624,000 円 未満	972,000 円
1,624,000 円 以上 1,628,000 円 未満	974,000 円
1,628,000 円 以上 1,800,000 円 未満	年間総収入金額×0.6(※)
1,800,000 円 以上 3,600,000 円 未満	年間総収入金額×0.7－180,000 円(※)
3,600,000 円 以上 6,600,000 円 未満	年間総収入金額×0.8－540,000 円(※)
6,600,000 円 以上 10,000,000 円 未満	年間総収入金額×0.9－1,200,000 円
10,000,000 円 以上	年間総収入金額－2,200,000 円

(※) 年間総収入額の端数処理をしてください

$$\text{年間総収入額} \div 4,000 = \boxed{} \text{ (小数点以下切捨て)}$$

$$\boxed{} \times 4,000 = \text{年間総収入額}$$

● 事業所得者の場合

$$\text{年間総収入金額} - \text{税法上の必要経費} = \text{年間総所得金額}$$

～ 計算例 1 ～

【給与の方の例】

例：申込本人 40 歳と妻 38 歳（専業主婦），子ども 13 歳の 3 人世帯

【源泉徴収票イメージ図】

令和 年分 給与所得の源泉徴収票				
支払を受ける者	住所又は居所	福山市東桜町 3 番 5 号		(受給者番号)
				(個人番号)
				(役職名)
				(フリガナ) フヤマ タロウ
		氏名	福山 太郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与	2,544,010 円	円		

1. 年収額を出します。

本人・・・2,544,010 円（源泉徴収票の支払金額）

2. 年収から所得を計算します。

本人・・・2,544,010 円 ÷ 4,000 = 636.0025

636 × 4000 = 2,544,000 円

2,544,000 円 × 0.7 - 180,000 円

= 1,600,800 円（年間総所得）

3. 控除額を計算します。（19 ページ参照）

同居者控除 380,000 円 × 2 人 = 760,000 円

4. 世帯の政令月収を計算します。

【本人の所得】

【控除額】

【政令月収】

(1,600,800 円 - 760,000 円) ÷ 12 月 = 70,066 円

～ 計算例 2 ～

【給与の方の例】

例：申込本人 40 歳と妻 38 歳（専業主婦），子ども 13 歳の 3 人世帯

【収入証明書イメージ図】

収 入 証 明 書

名 前	福山 太郎	生年月日	年 月 日
現 住 所	福山市東桜町3番5号		
雇用年月日	2017年 6月 1日	勤務年数	年 8ヶ月

支給年月日	給 与 (円)	その他諸手当・賞与 (円)	計 (円)
2017年 6月	210,000円		210,000円
2017年 7月	230,000円		230,000円
2017年 8月	220,000円		220,000円
2017年 9月	225,000円	実際に支給された金額	225,000円
2017年 10月	227,000円		227,000円
2017年 11月	220,000円		220,000円
2017年 12月	219,000円	100,000円	319,000円
2018年 1月	227,000円		227,000円
2018年 2月	210,000円		210,000円
2018年 3月	220,000円		220,000円
2018年 4月	210,000円	見込み金額	210,000円
2018年 5月	210,000円		210,000円
合 計	2,628,000円		2,728,000円

控除対象配偶者の有無	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	夫あり	未成年者	乙種	本人が 特別障害者 その他障害者	老年者	寡婦	寡夫	勤労学生	死亡退職	災害者	外国人
------------	----------------	--------------	-----	------	----	------------------------	-----	----	----	------	------	-----	-----

1. 年収額を出します。

本人・・・2,728,000円（源泉徴収票の支払金額）

2. 年収から所得を計算します。（前ページ表参照）

本人・・・2,728,000円×0.7－180,000円＝1,729,600円（年間総所得）

3. 控除額を計算します。

同居者控除 380,000円×2人＝760,000円

4. 世帯の政令月収を計算します。

【本人の所得】 【控除額】 【政令月収】
 (1,729,600円 － 760,000円) ÷ 12月 = 80,800円

～ 年金所得の計算方法～

平成 年分 公的年金等の源泉徴収票						
種別	支払金額 [平成 年度中に 支払った金額]			源泉徴収税額		
年金	958,600 円			円		
申込書の提出		本人		控除対象配偶者の有無等		
有	無	特別 障害	その他の 障害者	有	無	老人控除対象 配偶者の有無
						有 無
扶 養 親 族 の 数			障害者の数 (本人以外)			
特 定	老 人	その他		特 別	そ の 他	
人	人	人		人	人	
0	0	0		0	0	
年 金 の 種 別				生 年 月 日		
老齢厚生年金				年 月 日		
(概要)						

年齢によって計算式が変わります。
14ページを参照してください。

○65歳未満の場合

$$\begin{array}{l} \text{年 金 額} \qquad \qquad \qquad \text{年 金 所 得 額} \\ (958,600) \text{ 円} - 700,000 \text{ 円} = (258,600) \text{ 円} \end{array}$$

○65歳以上の場合

$$\begin{array}{l} \text{年 金 額} \qquad \qquad \qquad \text{年 金 所 得 額} \\ (958,600) \text{ 円} - 1,200,000 \text{ 円} = (\quad 0) \text{ 円} \end{array}$$

計算した年金所得額を使って政令月収を計算いたします

～ 公営住宅制度上の控除額表 ～

控除名	控除対象者	控除額	
同居者控除	申込者以外の同居しようとする親族	1人につき 38万円	
扶養親族控除	同居しようとする親族以外の方で所得税法上の扶養親族の対象者として認められている人		
寡婦控除	夫と死別し、もしくは離婚したのち婚姻していない者又は夫の生死が不明の者（婚姻をされずに母となった者で、現に婚姻をしていない者を含む）で扶養親族又は生計を一にしている総所得金額等 ^(※) が38万円以下の子がいる人	本人の所得から	27万円
	夫と死別したのち婚姻していない者（夫の生死が不明の者を含む）で、合計所得金額 ^(※) が500万円以下の人		
寡夫控除	次の3つの要件すべてに該当する人 ①合計所得金額 ^(※) が500万円以下である ②妻と死別し、もしくは離婚したのち婚姻していない者又は妻の生死が不明の者（婚姻をされずに父となった者で、現に婚姻をしていない者を含む）である ③生計を一にしている総所得金額等 ^(※) が38万円以下の子がいる		
障がい者控除	心身に重度の障がいがある人 (身体1・2級, 療育 ^(A) ・A, 精神1級等)	1人につき	40万円
	上記以外の心身に障がいがある人 (身体3～6級, 療育 ^(B) ・B, 精神2・3級等)		27万円
老人控除対象配偶者控除 老人扶養親族控除	所得税法上の同一生計配偶者又は老人扶養親族で70歳以上の人		10万円
特定扶養親族控除	所得税法上の扶養親族であり、年齢16歳以上23歳未満で収入のある者の扶養親族として認められている人（配偶者を除く）		25万円

(※)2021年6月末までは旧所得税法, 2021年7月からは新所得税法の取扱いに従います。

7 優先世帯項目について

次の優先世帯項目に該当がある場合は、抽選時において抽選倍率の優遇が受けられます。

『市営住宅申込整理票』の優先世帯項目欄の記入について、次の説明を参考に、申込み時点で該当する項目にのみ チェックしてください。

該当しない項目にチェックをしていた場合、入居候補決定後の本審査で**失格**になりますので、誤りのないようにしてください。

優 先 世 帯 項 目	点 数
<p><input type="checkbox"/>身障手帳1～4級，精神障がい者手帳1又は2級，療育手帳(A)，A，(B)</p> <p style="padding-left: 40px;">申込者及び同居しようとする親族のうち，次のア～ウに掲げる障害の程度のいずれかに該当する方がいる場合</p> <p style="padding-left: 80px;">ア 身体障がい者手帳 1級～4級</p> <p style="padding-left: 80px;">イ 精神障がい者保健福祉手帳 1級又は2級</p> <p style="padding-left: 80px;">ウ 療育手帳 (A)，A，(B)</p>	それぞれ 1点
<p><input type="checkbox"/>母子又は父子世帯</p> <p style="padding-left: 40px;">配偶者のいない方で20歳未満の子どもを扶養している世帯</p>	
<p><input type="checkbox"/>18歳未満の子が3人以上</p> <p style="padding-left: 40px;">同居しようとする親族に18歳未満の子どもが3人以上いる世帯</p>	
<p><input type="checkbox"/>就学前の子がいる</p> <p style="padding-left: 40px;">同居しようとする親族に小学校就学前の子どもがいる世帯</p>	
<p><input type="checkbox"/>高齢者(60歳以上)のみ又は高齢者とその配偶者や18歳未満の児童等のみの世帯</p> <p style="padding-left: 40px;">同居しようとする親族のいずれもが高齢者，又は高齢者と18歳未満の者で構成する世帯（夫婦間はいずれかが60歳以上であれば該当）</p>	

<p><input type="checkbox"/>DV被害者</p> <p>配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手(関係解消後も含む)から暴力を受けた被害者で、次のアまたはイのいずれかに該当する場合</p> <p>ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」という)第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない人</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない人</p>	
<p><input type="checkbox"/>原爆被爆者世帯</p> <p>申込者及び同居しようとする親族のうち、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている人</p>	それぞれ 1点
<p><input type="checkbox"/>炭鉱離職者世帯</p> <p>炭鉱の閉山により離職した場合</p>	
<p><input type="checkbox"/>引揚者世帯</p> <p>申込者及び同居しようとする親族のうち、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人がいる世帯</p>	
<p><input type="checkbox"/>年齢の合計が70歳以下の、夫婦のみの世帯</p> <p>夫婦の年齢を合わせて70歳以下の夫婦のみで構成する世帯</p>	

8 選考方法

1つの住宅へ複数の申込みがある場合、公開による抽選によって『入居候補者』及び『補充者』を選考します。

申込者には抽選番号を1つ付番いたします。

さらに20～21ページの優先世帯項目に該当する場合は、合計点数に応じて抽選番号が加えられます。(最大で4点まで)

同じ住宅を申込みされた方の抽選番号の書かれた抽選玉を全て入れた抽選器(ガラポン)を回して、出てきた玉に書かれている番号を持っている方が『入居候補者』又は『補充者』となります。

《優先世帯項目の点数による抽選玉の個数》

0点	1点	2点	3点	4点以上
1個	2個	3個	4個	5個

(例) 母子世帯 + 18歳未満の子が3人以上 = 2点 ・ ・ 抽選玉の個数 : 3個
(1点) (1点)

入居候補者に決定後、入居を辞退した場合は、**補充者**が繰り上がって入居候補者となります。

9 市営住宅一覧について

	名 称	位 置	備考
○ 定期募集	深津住宅	西深津町二丁目、三丁目	1,2号棟の一部：シルバーハウジング 1～3号棟：エレベーターあり
	港町住宅	港町一丁目	エレベーターあり
	佐波町住宅	佐波町	
	山手町住宅	山手町六丁目	14号棟の一部：シルバーハウジング 14号棟：エレベーターあり
	引野町高屋住宅	引野町北四丁目	
	瀬戸町瀬戸川住宅	瀬戸町大字地頭分	子育て世帯向け
	瀬戸町妙見住宅	瀬戸町大字長和	
	引野町桃山住宅	引野町北二丁目	
	西新涯町住宅	西新涯町二丁目	
	天神山住宅	本郷町	
	松永南住宅	松永町三丁目	エレベーターあり
	駅家東住宅	駅家町大字万能倉	エレベーターあり
	大開住宅	新市町大字相方	
	大越住宅	沼隈町大字常石	
	枳形住宅	沼隈町大字草深	
	将木角住宅	沼隈町大字草深	
	桜住宅	沼隈町大字能登原	
	清神住宅	沼隈町大字中山南	一部：特定公共賃貸住宅 エレベーターあり
土生住宅	沼隈町大字常石		
徳田住宅	神辺町字徳田		
● 常時募集	水呑町竹ヶ端住宅	水呑町	
	瀬戸町瀬戸川住宅	瀬戸町大字地頭分	子育て世帯向けを除く
	瀬戸町瀬戸西住宅	瀬戸町大字地頭分	
	瀬戸町小立住宅	瀬戸町大字地頭分	
	鞆中島住宅	鞆町後地	
	鞆御幸住宅	鞆町後地	
	小用地住宅	内海町（田島）	
	番川原住宅	内海町（田島）	
	餅草住宅	内海町（横島）	
	沖新涯住宅	内海町（田島）	一部：特定公共賃貸住宅

10 入居後の注意事項

- 家賃は、毎月27日（金融機関が休業のときは翌営業日）までにその翌月分を納入していただきます。（※口座振替をお勧めします。）
滞納しないようにお願いします。
- 家賃を3か月以上滞納すると、連帯保証人の方へも督促状・催告書を送付し、滞納家賃を請求します。
- 入居後には家賃とは別に共益費等をご負担していただくことになります。
（例：共用の廊下等の電気代・浄化槽や集落排水代 など）
- 入居後、町内会等には必ずご入会をお願いします。
- 網戸やカーテンレールのない住宅へ入居する場合、入居された方で設置していただき、退去時には撤去をしていただきます。
- 新築住宅を除いて、募集する住宅は、前入居者が退去した住宅を生活上支障のないよう部分的に修繕し、入居していただくものです。
住宅ごとに傷み具合や修繕内容は異なりますので、ご容赦ください。
- 市営住宅では、犬・猫等のペット類の飼育は禁止しています。

× ㄗ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, spanning the width of the page below the title banner.